

鳥取県公報

平成24年3月30日(金) 号外第41号

毎週火・金曜日発行

		目	次
\Diamond	病院局管 理規程	鳥取県病院局組織規程の一部を改正する規程 (1) 鳥取県病院局に勤務する職員の職の設置に関する規	
		(2) (") ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•
\Diamond	病院局訓 令	鳥取県病院局文書管理規程の一部を改正する訓令(1) (") · · · · · · · · · · 12

病院局管理規程

鳥取県病院局組織規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成24年3月30日

鳥取県営病院事業管理者 柴 田 正 顕

鳥取県病院局管理規程第1号

鳥取県病院局組織規程の一部を改正する規程

鳥取県病院局組織規程(平成7年鳥取県病院局管理規程第1号)の一部を次のように改正する。

改正後 改正前

(局総務課の所掌事務)

第4条 局総務課の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1)~(11) 略
- (12) 局総務課の契約に関すること。
- (13)及び(14) 略

(病院の内部組織の設置)

第5条 次の表の第1欄に掲げる病院ごとに、同表の 第5条 次の表の第1欄に掲げる病院ごとに、同表の 第2欄に掲げる局、室及びセンターを置き、その事 務を所掌させるため、同表の第3欄に掲げる科、 室、部及び課を置き、鳥取県立中央病院医療局の内 科及び放射線科の事務を所掌させるため、同表の第 4欄に掲げる室を置く。

4個に切りる主	- C E (0		
鳥取県立中央	医療局	略	
病院		放射線科	画像診断室
			放射線治療
			室
		略	
	略		
鳥取県立厚生	医療局	略	
病院		循環器内	科
		不整脈内	科
		略	
	略		
	地域連携セ	がん相談	支援室
	<u>ンター</u>		

(病院の所掌事務)

第6条 病院の所掌事務は、次のとおりとする。

(局総務課の所掌事務)

第4条 局総務課の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1)~(11) 略
- (12) 局の契約に関すること。
- (13)及び(14) 略

(病院の内部組織の設置)

第2欄に掲げる局、室及びセンターを置き、その事 務を所掌させるため、同表の第3欄に掲げる科、 室、部及び課を置き、鳥取県立中央病院医療局の内 科及び放射線科の事務を所掌させるため、同表の第 4欄に掲げる室を置く。

	严 进口	m/z	
鳥取県立中央	医療局	略	
病院		放射線科	画像診断室
		略	
	略		
鳥取県立厚生	医療局	略	
病院		循環器内	科
		略	
		竹	
	略		
	地域医療連		
	<u>携室</u>		

(病院の所掌事務)

第6条 病院の所掌事務は、次のとおりとする。

- 善に関すること。
- 2 女性職員の相談支援に関す ること。
- 3 病児病後児の院内保育に関 すること。
- 4 女性職員支援室の管理に関 すること。

- |女性職員支援室 | 1 女性職員の勤務環境等の改 | | | 女性職員支援室 | 1 女性職員の勤務環境等の改 | 善に関すること。
 - 2 女性職員の相談支援に関す ること。
 - 3 病児病後児の院内保育に関 すること。
 - 4 女性職員支援室の管理に関 すること。

- 地域医療連携室 1 地域における医療機関との 連携に関すること。
 - 2 医療社会事業に関するこ
 - 3 地域医療連携室の管理に関 すること。

(職制)

第7条 略

- 補佐し、課長に事故がある場合にその職務を代行さ せるため、必要があると認めるときは、局総務課に 課長補佐を置くことができる。
- 3及び4 略
- 5 前項の長の職務を補佐し、長に事故がある場合に 5 前項の長の職務を補佐し、長に事故がある場合に その職務を代行させるため、必要があると認めると きは、病院に副院長を、医療局、医療技術局及び事 務局に副局長を、看護局に副局長及び看護師長を、 薬剤部に副部長を、医療安全・感染防止対策室、医 療情報管理室、女性職員支援室、臨床研修支援室、 中央放射線室、中央検査室、リハビリテーション 室、臨床工学室、栄養管理室、中央滅菌材料室、新 生児集中治療室及びがん相談支援室に副室長を、地 域連携センターに副センター長を置くことができ る。
- 6及び7 略

(職制)

第7条 略

2 局総務課の長(以下「課長」という。)の職務を 2 前項の課長の職務を補佐し、課長に事故がある場 合にその職務を代行させるため、必要があると認め るときは、局総務課に課長補佐を置くことができ る。

3及び4 略

その職務を代行させるため、必要があると認めると きは、病院に副院長を、医療局、医療技術局及び事 務局に副局長を、看護局に副局長及び看護師長を、 薬剤部に副部長を、医療安全・感染防止対策室、医 療情報管理室、女性職員支援室、地域医療連携室、 臨床研修支援室、中央放射線室、中央検査室、リハ ビリテーション室、臨床工学室、栄養管理室、中央 滅菌材料室、新生児集中治療室及びがん相談支援室 に副室長を、地域連携センターに副センター長を置 くことができる。

6及び7 略

備考 改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。

附則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

鳥取県病院局に勤務する職員の職の設置に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成24年3月30日

鳥取県営病院事業管理者 柴 田 正 顕

鳥取県病院局管理規程第2号

鳥取県病院局に勤務する職員の職の設置に関する規程の一部を改正する規程

鳥取県病院局に勤務する職員の職の設置に関する規程(平成7年鳥取県病院局管理規程第2号)の一部を次の ように改正する。

改正後

改正前

別表 (第2条関係)

院長、理事監、副院長、局長、副局長、部長、セ ンター長、副センター長、医長、副医長、看護師 長、副部長、室長、副室長、副看護師長、臨床検査 主任、薬剤主任、臨床心理主任、理学療法主任、作 業療法主任、言語聴覚主任、視能訓練主任、臨床工 学主任、看護主任、管理栄養主任、歯科衛生主任、 診療放射線主任、課長、参事、課長補佐、主幹、係 長、副主幹、機械技師、電気技師、臨床検査技師、 医師、歯科医師、薬剤師、臨床心理士、理学療法 士、作業療法士、言語聴覚士、視能訓練士、臨床工 学技士、看護師、准看護師、助産師、管理栄養士、 歯科衛生士、診療放射線技師、主事、医療ソーシャ ルワーカー、診療情報管理士、企業出納員、現金取 扱員、運行管理主任、物流管理主任、メッセンジャ 一長、ボイラ技士長、調理師長、副調理師長、自動 車整備士、運転士、交換手、ボイラ技士、調理師、 調理員及び医療助手

別表 (第2条関係)

院長、理事監、副院長、局長、副局長、部長、セ ンター長、副センター長、医長、副医長、看護師 長、副部長、室長、副室長、副看護師長、臨床検査 主任、薬剤主任、臨床心理主任、理学療法主任、作 業療法主任、言語聴覚主任、視能訓練主任、臨床工 学主任、看護主任、管理栄養主任、歯科衛生主任、 診療放射線主任、課長、参事、課長補佐、主幹、副 主幹、機械技師、電気技師、臨床検査技師、医師、 歯科医師、薬剤師、臨床心理士、理学療法士、作業 療法士、言語聴覚士、視能訓練士、臨床工学技士、 看護師、准看護師、助産師、管理栄養士、歯科衛生 士、診療放射線技師、主事、医療ソーシャルワーカ 一、診療情報管理士、企業出納員、現金取扱員、物 流管理主任、メッセンジャー長、ボイラ技士長、調 理師長、副調理師長、自動車整備士、運転士、交換 手、ボイラ技士、調理師、調理員及び医療助手

備考 改正部分は、下線の部分である。

附則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程等の一部を改正する規程をここに公布する。

平成24年3月30日

鳥取県営病院事業管理者 柴 田 正 顕

鳥取県病院局管理規程第3号

鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程等の一部を改正する規程

(鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程の一部改正)

第1条 鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程(平成7年鳥取県病院局管理規程第7号)の一部を次のよう に改正する。

_									
	改正後						改 正	前	
	(給料表)				(給料表	長)			
4	第3条 給料表の種類及び適用範囲は、次の表のとま			穿	第3条	給料表の種	類及び適	用範囲は、	次の表のとお
	りとする。				りとす	ける。			
	種類	適用範囲				種類		適用範囲	Ħ
	甲 欠				四欠				

	重類	適用範囲
略		
医療職	医療職給	院長、副院長(医師の職務に従
給料表	料表(1)	事する職員に限る。)、局長
(別表		(医療局長に限る。) 、センタ
第2)		ー長(中央手術センター長に限
		る。)、副局長(医療局の副局
		長に限る。)、部長(医療局の
		部長に限る。)、医長、副医長、
		室長(新生児集中治療室長、画
		像診断室長及び放射線治療室長
		に限る。)、医師及び歯科医師
		略
略		
	th the day to	>= (= bb -=) (a

現業職給料表 運行管理主任、物流管理主任、 メッセンジャー長、ボイラ技士 (別表第3) 長、調理師長、副調理師長、副 室長(中央滅菌材料室の副室長 に限る。)、自動車整備士、運 転士、交換手、ボイラ技士、調

理師、調理員及び医療助手

 $2 \sim 4$ 略

(夜間看護等手当)

第15条 略

号に掲げる業務の区分に応じ、それぞれ当該各号に 定める額とする。

種類		適用範囲
略		
医療職	医療職給	院長、副院長(医師の職務に従
給料表	料表(1)	事する職員に限る。)、局長
(別表		(医療局長に限る。)、センタ
第2)		一長(中央手術センター長に限
		る。)、副局長(医療局の副局
		長に限る。)、部長(医療局の
		部長に限る。)、医長、副医長、
		室長 (新生児集中治療室長 <u>及び</u>
		<u>画像診断室長</u> に限る。)、医師
		及び歯科医師
		略
略		
現業職	战給料表	物流管理主任、メッセンジャー
(別表第	第3)	長、ボイラ技士長、調理師長、
		副調理師長、副室長(中央滅菌
		材料室の副室長に限る。)、自
		動車整備士、運転士、交換手、

 $2\sim4$ 略

(夜間看護等手当)

第15条 略

2 前項の手当の額は、その勤務1回につき、次の各 2 前項の手当の額は、その勤務1回につき、次の各 号に掲げる業務の区分に応じ、それぞれ当該各号に 定める額とする。

び医療助手

ボイラ技士、調理師、調理員及

- (1) 略
- (2) 前項第2号の業務 1,620円

(宿日直手当)

第19条 略

- 宿日直手当の額は、同項各号に掲げる勤務に応じ、 当該勤務1回につき次の各号に掲げる額とする。た だし、勤務時間が5時間未満の場合は、当該各号に 掲げる額に100分の50を乗じて得た額とする。
 - (1) 略
- (2) 前項第2号から第4号までに規定する宿日直 勤務については、5,900円
- 3 略

別表第1 行政職給料表(第3条関係)

- 備考 この表の適用を受ける職員のうち次に掲げる ものの給料月額は、同表に定める給料月額にそれ ぞれに定める割合(他の職員との権衡上必要と認 められる限度において管理者が別に定める場合 は、その割合)を乗じて得た額(その額に50円未 満の端数が生じたときはこれを切り捨て、50円以 上100円未満の端数が生じたときはこれを100円に 切り上げるものとする。)とする。
 - (1) 職務の級が1級から5級までである者 1,000分の978
 - (2) 職務の級が6級から9級までである者 1,000分の949

別表第2 医療職給料表(第3条関係)

ア 医療職給料表(1)

表に定める給料月額に1,000分の984を乗じて得た 額(その額に50円未満の端数が生じたときはこれ を切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じた ときはこれを100円に切り上げるものとする。) とする。

- (1) 略
- (2) 前項第2号の業務 1,240円
- 3 略

(宿日直手当)

第19条 略

- 2 前項に規定する勤務を命ぜられた職員に支給する 2 前項に規定する勤務を命ぜられた職員に支給する 宿日直手当の額は、同項各号に掲げる勤務に応じ、 当該勤務1回につき次の各号に掲げる額とする。た だし、勤務時間が5時間未満の場合は、当該各号に 掲げる額に100分の50を乗じて得た額とする。
 - (1) 略
 - (2) 前項第2号から第4号までに規定する宿日直 勤務については、4,200円
 - 3 略

別表第1 行政職給料表(第3条関係)

- 備考 この表の適用を受ける職員のうち次に掲げる ものの給料月額は、同表に定める給料月額にそれ ぞれに定める割合(他の職員との権衡上必要と認 められる限度において管理者が別に定める場合 は、その割合)を乗じて得た額(その額に50円未 満の端数が生じたときはこれを切り捨て、50円以 上100円未満の端数が生じたときはこれを100円に 切り上げるものとする。)とする。
 - (1) 職務の級が1級又は2級である者 1,000分の994
 - (2) 職務の級が3級から5級までである者 1,000分の959
 - (3) 職務の級が6級から9級までである者 1,000分の931

別表第2 医療職給料表(第3条関係)

ア 医療職給料表(1)

備考 この表の適用を受ける職員の給料月額は、同 備考 この表の適用を受ける職員のうち、その職務 の級及び号給が1級13号給以上若しくは2級以上 であるもの又は再任用職員については、同表に定 める給料月額に代えて、当該給料月額にそれぞれ 1,000分の965 (他の職員との権衡上必要と認めら れる限度において管理者が別に定める場合は、そ の割合) を乗じて得た額 (その額に50円未満の端

イ 医療職給料表(2)

備考 この表の適用を受ける職員のうち次に掲げる ものの給料月額は、同表に定める給料月額にそれ ぞれに定める割合(他の職員との権衡上必要と認 められる限度において管理者が別に定める場合 は、その割合)を乗じて得た額(その額に50円未 満の端数が生じたときはこれを切り捨て、50円以 上100円未満の端数が生じたときはこれを100円に 切り上げるものとする。)とする。

- (1) 職務の級が1級から5級までである者 1,000分の978
- (2) 職務の級が6級又は7級である者 1,000分の949
- ウ 医療職給料表(3)

備考 この表の適用を受ける職員のうち次に掲げる ものの給料月額は、同表に定める給料月額にそれ ぞれに定める割合(他の職員との権衡上必要と認 められる限度において管理者が別に定める場合 は、その割合)を乗じて得た額(その額に50円未 満の端数が生じたときはこれを切り捨て、50円以 上100円未満の端数が生じたときはこれを100円に 切り上げるものとする。)とする。

- (1) 職務の級が1級から5級まである者 1,000分の978
- (2) 職務の級が6級又は7級である者 1,000分の949

数が生じたときはこれを切り捨て、50円以上100 円未満の端数が生じたときはこれを100円に切り 上げるものとする。)を給料月額とする。

イ 医療職給料表(2)

- 備考 この表の適用を受ける職員のうち次に掲げる ものの給料月額は、同表に定める給料月額にそれ ぞれに定める割合(他の職員との権衡上必要と認 められる限度において管理者が別に定める場合 は、その割合)を乗じて得た額(その額に50円未 満の端数が生じたときはこれを切り捨て、50円以 上100円未満の端数が生じたときはこれを100円に 切り上げるものとする。)とする。
 - (1) 職務の級及び号給が1級1号給から3級4 号給まで(再任用職員にあっては、職務の級が 1級又は2級)である者 1,000分の994
 - (2) 職務の級及び号給が3級5号給から5級85 号給まで(再任用職員にあっては、職務の級が 3級から5級まで)である者 1,000分の959
 - (3) 職務の級が6級又は7級である者 1,000分の931
- ウ 医療職給料表(3)

- 備考 この表の適用を受ける職員のうち次に掲げる ものの給料月額は、同表に定める給料月額にそれ ぞれに定める割合(他の職員との権衡上必要と認 められる限度において管理者が別に定める場合 は、その割合)を乗じて得た額(その額に50円未 満の端数が生じたときはこれを切り捨て、50円以 上100円未満の端数が生じたときはこれを100円に 切り上げるものとする。)とする。
 - (1) 職務の級及び号給が1級1号給から3級4 号給まで (再任用職員にあっては、職務の級が 1級又は2級) である者 1,000分の994
 - (2) 職務の級及び号給が3級5号給から5級93 号給まで(再任用職員にあっては、職務の級が 3級から5級まで)である者 1,000分の959
 - (3) 職務の級が6級又は7級である者 1,000分の931

別表第2の2 特定任期付職員給料表(第3条関係) | 別表第2の2 特定任期付職員給料表(第3条関係)

備考 この表に定める給料月額に1,000分の978を乗 じて得た額(その額に500円未満の端数が生じた ときはこれを切り捨て、500円以上1,000円未満の 端数が生じたときはこれを1,000円に切り上げる ものとする。)を給料月額とする。

別表第3 現業職給料表(第3条関係)

備考 この表の適用を受ける職員の給料月額は、同 表に定める給料月額に1,000分の978を乗じて得た 額(その額に50円未満の端数が生じたときはこれ を切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じた ときはこれを100円に切り上げるものとする。) とする。

別表第4(第3条、第4条関係)

行政職給料表級別職務分類表

職務の級	職務
略	
3級	係長又は副主幹の職務
略	

備考 略

別表第5(第3条、第4条関係)

ア 医療職給料表(1)級別職務分類表

職務の級	職務
略	
3級	副院長、局長、センター長、副局長、部
	長、室長(画像診断室長 <u>及び放射線治療</u>
	室長に限る。) 又は困難な業務を処理す
	る医長、副医長若しくは室長(新生児集
	中治療室長に限る。)の職務
略	

イ 略

ウ 医療職給料表(3)級別職務分類表

職務の級	職務
略	
5級	看護師長又は副センター長の職務
6級	副局長、センター長又は副室長の職務

略

備考 この表に定める給料月額に<u>1,000分の959</u>を乗 じて得た額(その額に500円未満の端数が生じた ときはこれを切り捨て、500円以上1,000円未満の 端数が生じたときはこれを1,000円に切り上げる ものとする。)を給料月額とする。

別表第3 現業職給料表(第3条関係)

略

備考 この表の適用を受ける職員のうち次に掲げる ものの給料月額は、同表に定める給料月額にそれ ぞれに定める割合(他の職員との権衡上必要と認 められる限度において管理者が別に定める場合 は、その割合)を乗じて得た額(その額に50円未 満の端数が生じたときはこれを切り捨て、50円以 上100円未満の端数が生じたときはこれを100円に 切り上げるものとする。)とする。

(1) 職務の級が1級又は2級である職員 1,000分の994

(2) 職務の級が3級である職員 1,000分の959

別表第4(第3条、第4条関係)

行政職給料表級別職務分類表

職務の級	職務
略	
3級	副主幹の職務
略	

備考 略

別表第5(第3条、第4条関係)

ア 医療職給料表(1)級別職務分類表

職務の級	職務
略	
3級	副院長、局長、センター長、副局長、部
	長、室長(画像診断室長に限る。)又は
	困難な業務を処理する医長、副医長若し
	くは室長(新生児集中治療室長に限
	る。)の職務
略	

ウ 医療職給料表(3)級別職務分類表

職務の級	職務
略	
5級	看護師長の職務
6級	副局長、副センター長又は副室長の職務

略

別表第6 (第3条、第4条関係)

現業職給料表級別職務分類表

職務の級	職務		
略			
3級	<u>運行管理主任、</u> 物流管理主任、メッセン		
	ジャー長、ボイラ技士長、調理師長、副		
	調理師長又は副室長の職務		

別表第7 (第7条、第20条関係)

職	区分
略	
局長	3種
課長 (局総務課の課長に限る。)	
部長 (薬剤部長に限る。)	
副局長(医療局の副局長を除く。)	
センター長(中央手術センター長 <u>又は地域</u>	
連携センター長に限る。)	
副室長(医療安全・感染防止対策室の副室	
長に限る。)	
略	

別表第9 (第14条関係)

職種	額
略	
副局長、部長及び室長(画像診断	月額 37,000円
室長及び放射線治療室長に限	
る。)	
略	

別表第6 (第3条、第4条関係)

現業職給料表級別職務分類表

職務の級	職務		
略			
3級	物流管理主任、メッセンジャー長、ボイ		
	ラ技士長、調理師長、副調理師長又は副		
	室長の職務		

別表第7 (第7条、第20条関係)

職	区分
略	
局長	3種
課長 (局総務課の課長に限る。)	
部長(薬剤部長に限る。)	
副局長(医療局の副局長を除く。)	
センター長(中央手術センター長に限	
る。)	
<u>副センター長</u>	
副室長(医療安全・感染防止対策室の副室	
長に限る。)	
略	•

別表第9 (第14条関係)

職種		額	
略			
副局長、部長及び室長	(画像診断	月額	37,000円
室長に限る。)			
略		•	

備考 改正部分は、下線の部分である。

第2条 鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程の一部を次のように改正する。

別表第8を次のように改める。

別表第8 (第7条関係)

給料表	職数の知	区分	管理職手当月額		
和什么	職務の級		再任用職員以外の職員	再任用職員	
行政職給料表	8級	2種	89, 200円	75, 700円	
	7級	2種	84,000円	69, 200円	
		3種	67, 200円	55, 300円	
	6級	3種	63, 100円	48,800円	
医療職給料表(1)	4級	1種	135, 500円	114,000円	
		2種	108, 300円	91,200円	

		3種	86,700円	73,000円
	3級	2種	101, 200円	76, 900円
		3種	80, 900円	61,500円
医療職給料表(2)	7級	2種	83, 100円	70,800円
		3種	66, 500円	56,700円
	6級	3種	63, 100円	50,000円
		4種	55, 200円	43,700円
医療職給料表(3)	7級	2種	83,800円	71,900円
		3種	67, 100円	57,600円
	6級	3種	65, 800円	50,500円
		4種	57, 600円	44, 200円

(鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程の一部改正)

第3条 鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程(平成18年鳥取県病院局管理規程第4 号)の一部を次のように改正する。

改 正 後	改正前
附則	附則
(給料の切替えに伴う経過措置)	(給料の切替えに伴う経過措置)
第7条 施行日の前日から引き続き同一の給料表の適	第7条 施行日の前日から引き続き同一の給料表の適
用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が次の	用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が次の
各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める	各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める
額に達しないこととなるもの(管理者が定める職員	額に達しないこととなるもの(管理者が定める職員
を除く。) には <u>、平成24年3月31までの間</u> 、給料月	を除く。)には、給料月額のほか、その差額に相当
額のほか、その差額に相当する額を給料として支給	する額を給料として支給する。
する。	
(1)~(5) 略	(1)~(5) 略
ササール・アキャルコー マグ・マキャル・マネッ	

備考 改正部分は、下線の部分である。

附則

(施行期日)

1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置等)

- 2 行政職給料表の適用を受ける職員のうち職務の級及び号給が2級74号給から125号給までであるもの(以下「特定職員」という。)並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員(医療職給料表(1)の適用を受ける職員を除く。)でその職務の級及び号給が特定職員に対応するものとして管理者が定めるものに対する第1条の規定による改正後の鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程(以下「新給与規程」という。)別表第1から別表第3までの規定の適用については、平成27年3月31日までの間、新給与規程別表第1から別表第3までの備考の規定中「1,000分の978」とあるのは、「1,000分の986」とする。
- 3 この規程の施行の日(以下「施行日」という。)の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち施行日の前日において第3条の規定による改正前の鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程(以下「旧平成18年改正規程」という。)附則第7条の規定の適用を受けていた職員であって、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料の月額から1万円を控除した額(行政職給料表の適用を受

ける職員で職務の級が1級又は2級であるもの(以下「行政職2級以下職員」という。)並びに同表以外の各 給料表の適用を受ける職員で職務の級及び号給が行政職2級以下職員に対応するものとして管理者が定めるも のにあっては、当該職員が同日において受けていた給料の月額を勘案して管理者が定める額)に達しないこと となるものには、平成25年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給す る。

- 4 施行日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(前項に規定する職員を除く。)について、同項の規 定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、平成25年3月31日 までの間、管理者が定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。
- 5 施行日以降に新たに給料表の適用を受けることとなる職員について、任用の事情等を考慮して前2項の規定 による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、平成25年3月31日ま での間、管理者が定めるところにより、前2項の規定に準じて、給料を支給する。
- 6 前3項に規定する職員のうち、その者が平成25年3月31日において受ける給料の月額と同年4月1日におい て受けることとなる給料の月額を比較して管理者が特に必要と認めるものについては、同日から平成26年3月 31日までの間の給料月額について必要な調整を行うことができる。
- 7 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

院局訓 病

鳥取県病院局訓令第1号

鳥取県病院局文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成24年3月30日

鳥取県営病院事業管理者 柴 田 正 顕

改正前

鳥取県病院局文書管理規程の一部を改正する訓令

改正後

鳥取県病院局文書管理規程(平成7年鳥取県病院局企業訓令第2号)の一部を次のように改正する。

以 止 則
/振丘)
(趣旨)
第1条 病院局における文書の取扱いについては <u>、他</u>
<u>に特別の定めがある場合を除くほか</u> 、この規程に定
めるところによる。
(定義)
第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の
意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
(1)及び(2) 略
(3) 文書 病院局の職員が職務上作成し、又は取
得する文書、図画その他の書類及び電子文書をい
う。
(4) 電子文書 病院局の職員が職務上作成し、又
は取得する電磁的記録(電子的方式、磁気的方式
その他人の知覚によっては認識することができな
い方式で作られる記録であって、電子計算機によ
<u>る情報処理の用に供されるものをいう。以下同</u>
<u>じ。)をいう。</u>
(5) 略
(6) 電子申請等システム 電子計算機を利用し
て、電磁的方法により文書の収受、起案、決裁、
保存、廃棄等の事務の処理及び文書に係る情報の
総合的な管理等を行う情報処理システム(電子計
算機及びプログラムの集合体であって、情報処理
の業務を一体的に行うよう構成されたものをい
う。) で、知事部局総務部政策法務課(鳥取県行
政組織規則(昭和39年鳥取県規則第13号)第6条
に規定する政策法務課をいう。) が所管するもの

- (6) 電子決裁等システム 文書の起案、決裁、整 理、保存等に係る事務の処理及び文書に関する情 報の管理を行う電子情報システムで、鳥取県総務 部政策法務課が所管するものをいう。
- (7) 県規程 鳥取県文書の管理に関する規程(平 成24年鳥取県訓令第2号)をいう。
- 2 前項に定めるもののほか、この規程において使用 する用語の意義は、鳥取県公文書等の管理に関する 条例(平成23年鳥取県条例第52号)及び県規程で使 用する用語の例による。

(管理体制)

第3条 総務課長は、総務課における文書の管理状況 第3条 総務課長は、課における文書の管理状況を把 を把握し、その処理、施行、整理及び保管が円滑適 正に行われるよう職員を指揮監督するものとする。

2 略

3 病院局における文書の管理体制については、前2 項に定めるところによるほか、県規程の例によるも のとする。

(文書の収受)

- 晝が封入された郵便物 (郵便法 (昭和22年法律第 165号) に規定する郵便物をいう。以下同じ。) そ の他の物件をいう。以下同じ。)は、総務課におい て次に定めるところにより受け付ける。
 - 余白に受付印(別記様式)を押印すること。

(2) 略

(3) 書留、配達証明、内容証明若しくは特別送達 とされた郵便物又は民間事業者による信書の送達 に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9 項に規定する特定信書便事業者(以下「一般信書 便事業者等」という。) による同条第2項に規定 する信書便の役務であって当該一般信書便事業者 等において引受け及び配達の記録を行うもの若し くは配達若しくは交付の事実の証明を行うものに よる同条第3項に規定する信書便物(前号に該当 するものを除く。)は、次に掲げる区分に応じ、 それぞれに定めるところによること。

(「電子申請・総合文書管理・電子決裁システ <u>ム」と呼称する。)をいう。</u>

(総務課長の責務)

握し、その処理、施行、整理及び保管が円滑適正に 行われるよう職員を指揮監督するものとする。

2 略

(文書の収受)

- 第4条 総務課に到達する紙文書及び郵便物等(紙文|第4条 総務課に到達する電子文書以外の文書及び郵 便物等(電子文書以外の文書が封入された郵便物 (郵便法(昭和22年法律第165号)に規定する郵便 物をいう。以下同じ。) その他の物件をいう。以下 同じ。)は、総務課において次に定めるところによ り受け付ける。
 - (1) 郵便物等に封入されていない紙文書は、その (1) 郵便物等に封入されていない電子文書以外の 文書は、その余白に受付印(別記様式)を押印す ること。

(2) 略

(3) 書留、配達証明、内容証明若しくは特別送達 とされた郵便物又は民間事業者による信書の送達 に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9 項に規定する特定信書便事業者(以下「一般信書 便事業者等」という。) による同条第2項に規定 する信書便の役務であって当該一般信書便事業者 等において引受け及び配達の記録を行うもの若し くは配達若しくは交付の事実の証明を行うものに よる同条第3項に規定する信書便物(前号に該当 するものを除く。)は、次に掲げる区分に応じ、 それぞれに定めるところによること。

ア 管理者あてのもの 開封して封入されていた 紙文書の余白に受付印を押印の上、管理者に配 布すること。

イ略

- (4) 前2号の規定に該当しない郵便物等は、開封 して封入されていた紙文書の余白に受付印を押印 の上、配布すること。
- に定めるところによるほか、<u>県規程</u>の例によるもの とする。

(文書の作成及び処理)

して、電磁的方法により起案するものとする。

$2\sim4$ 略

において起案される文書ごと(必要と認めるときは 施行文書ごと)に電子決裁等システムを利用して電 磁的方法により取得するものとする。

6 略

規定及び別に定めるところによるほか、県規程の例 によるものとする。

(文書の整理、保管及び保存)

第6条 総務課における文書の整理、保管及び保存に 第6条 総務課における文書の整理、保管及び保存に ついては、<u>県規程</u>の例によるものとする。

(簿冊の廃棄、公文書館への引継ぎ又は保存期間の延 長)

第7条 総務課における簿冊の廃棄、公文書館への引 継ぎ又は保存期間の延長については、県規程の例に よるものとする。

(病院における文書の管理)

第8条 病院における文書の管理については、鳥取県|第7条 病院における文書の管理は、病院長が別に定 公文書等の管理に関する条例に定めるところによる ほか、病院長が別に定める。

(簿冊管理簿等)

ア 管理者あてのもの 開封して封入されていた 電子文書以外の文書の余白に受付印を押印の 上、管理者に配布すること。

イ略

- (4) 前2号の規定に該当しない郵便物等は、開封 して封入されていた電子文書以外の文書の余白に 受付印を押印の上、配布すること。
- 2 総務課における文書の収受は、前項の規定及び別 2 総務課における文書の収受は、前項の規定及び別 に定めるところによるほか、本庁等(鳥取県文書に 係る事務の管理に関する規程(平成16年鳥取県訓令 第13号。以下「県規程」という。)第2条第1号に 規定する本庁等をいう。以下同じ。) の例によるも のとする。

(文書の処理)

第5条 総務課の職員は、電子決裁等システムを利用 第5条 総務課の職員は、電子申請等システムを利用 して、電磁的方法により起案するものとする。

$2\sim4$ 略

5 総務課において施行文書に付する番号は、総務課 5 総務課において施行文書に付する番号は、総務課 において起案される文書ごと(必要と認めるときは 施行文書ごと)に電子申請等システムを利用して電 磁的方法により取得するものとする。

7 総務課における文書の作成及び処理は、前各項の 7 総務課における文書の処理は、前各項の規定及び 別に定めるところによるほか、本庁等の例によるも のとする。

(文書の整理、保管及び保存)

ついては、本庁等の例によるものとする。

(病院における文書の管理)

めるところによるほか、県規程附則第2項の規定に よる廃止前の鳥取県文書管理規程(平成5年鳥取県 訓令第1号) 第2条第1項に規定する地方機関等の 例によるものとする。

第9条 病院局における簿冊管理簿の公表、簿冊管理 簿への記載、文書の管理状況の点検及び文書管理に 関する必要な研修については、県規程の例によるも のとする。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。